

戦前期，塩専売制下の流通組織の展開

——東備地方塩元売捌所を素材として——

落 合 功

(受付 2005年9月13日)

はじめに

塩専売制は，明治38年（1905），日露戦争の財政収入を直接的な目的としながらも，塩需給の調節や国内塩業の保護育成を意図して実施した。この塩専売制は，その質的变化を遂げつつも，平成9年（1997）3月まで続くことになる。

戦前期における塩専売制度の研究として代表的な成果は，加茂詮氏の『近代日本塩業の展開過程』が挙げられよう¹⁾。同氏の成果は筆者自身の書評があるので，詳細はそちらを委ねたいが²⁾，成果の一つとして，大正7年（1918）の公益専売への方針転換の意義を明確にしたことが挙げられよう。すなわち，この公益専売に方針転換することで，塩専売制は内地塩の生産確保と生産費切下げを基調に据えた政策がとられることになり，具体的には，製塩設備の改良を実施し，生産力の発展と品質の向上をもたらしたのである。この生産力の向上は，生産過剰塩の増大となり，外塩の輸入もあって，昭和4年度から5年度にかけて不良塩田の整備を目的とした第二次製塩地整理を実施することになる。さらに，昭和11年（1936）の塩の廉価供給方策に伴う合同機械製塩計画が実行されたことを明らかにしている。この様に戦前期における公益専売への方針転換は，戦後を含めた塩専売事業を展望する上で重要な意味があるといえるが，この点について，これまで生産力発展との関わりで明らかにしたものといえるだろう。この点，流通面での言及はこれまでなされてこなかった。

塩輸送について記した古典的成果『日本食塩回送史』を参照すると³⁾，大正8年（1919）4月に，従来あった6つの塩回送株式会社が合同して日本食塩回送株式会社となった時期までに叙述がとどまっている。また，食塩販売の古典的成果である『日本食塩販売史』では，専売制以前の塩取引の様子を中心に明らかにしている⁴⁾。これらの成果を展望しても，明治期の塩専売制前後の様子を中心に記載されており，戦間期についての言及はほとんどなされてい

1) 加茂詮『近代日本塩業の展開過程』（北泉社，1993年）

2) 拙著「書評 加茂詮著『近代日本塩業の展開過程』」（『社会経済史学』61-3，1995年9月）

3) 日本食塩回送株式会社『日本食塩回送史』（1929年）

4) 全国塩元売捌人組合連合会『日本食塩販売史』（1928年）

ない。同様に、『日本塩業大系 近代（稿）』を参照しても、明治期が中心である⁵⁾。その意味で、この時期の塩流通の問題を制度的に扱った成果としては『日本塩業史』が大きな成果といえるだろう⁶⁾。

塩専売制下の流通制度は政府から塩を買い受け、小売人に売り渡す塩売捌人と、これを消費者に売り渡す小売人によって構成されていたといわれる。それではこの間、流通のあり方は、全く変化が無かったのであろうか。また、一般に指摘されるような市場と塩専売制下に存在した市場とは如何なる相違を見出すことができるのであろうか。この点、現象的に俯瞰しても、大正11年においては多数の塩元売捌所の合併整理が行われ、元売捌人は4分の1に縮小されている。大正15年には広島・愛媛・山口地域の広島地方専売局管内においては、塩元売捌人組合が組織され、昭和5年には塩元売捌人協会が全国的に結成されている。本項で扱う広島県東部では、大正11年に福山、松永、府中、東城の4区域の営業所が合同し、東備地方塩元売捌所としておおよそ旧備後国一帯を販売エリアに持つ塩販売の流通組織として設立された。本社を松永に設置すると共に、旧営業所に支所を設置している。以後、昭和17年1月からは塩割当制が実施され、昭和17年10月より一道府県一塩売捌人制となり、昭和18年4月に広島地方塩元売捌所が設立するまで、東備地方塩元売捌所は存続したのである。本論では、かかる展開を具体的に明らかにし、塩専売制下における塩元売捌所の特質について明らかにしていければと考える⁷⁾。

一．東備地方塩元売捌所の設立と塩販売区域

大正11年5月3日、東備地方塩元売捌所は合資会社として、組織申請が許可された。許可される前日の5月2日に定款が作成されている。この定款によれば、資本金を5万円とし、福山の高田亀吉が2万5千円、沼隈郡松永町の石井英雄は5千円、芦品郡府中町の佐藤タマが1万2千円、松永塩商社として5千円、そして比婆郡東城町の宮田利吉が3千円を出資することとなっている。出資額には差が見られるものの、決議権は平等とし、過半数をもって決議することが定款で定められている。なお、代表社員は、高田亀吉と石井英雄の2名と定められている⁸⁾。

この塩元売捌所の設立は、大正11年の合併整理に伴うものであるが、これにより塩の安定

5) 日本専売公社編『日本塩業大系 近代（稿）』（1982年）

6) 日本専売公社『日本塩業史』（1958年）

7) 同論は、拙稿「戦前期、塩専売制下の流通組織の展開——東備地方塩元売捌所を素材として——」（『日本塩業の研究』第29集、2005年3月）を改稿しつつ、表を加えたものである。併せて参照されたい。

8) 「合資会社東備地方塩元売捌所定款」（合資会社東備地方塩元売捌所「登記書類」）石井甲三家文書（広島県立歴史博物館蔵）。本論での引用史料は特に注記の無いもの以外は全て同家文書。

供給を意図した販売区域の再編成が行われている。東備地方塩元売捌所が各所に送付した書状を参照してみよう⁹⁾。

〈史料1〉

(前略) 陳者本年五月県下塩元売捌人ガ各会社設立ノ際広島地方専売局ニテハ全県下ヲ五区ニ分チ五会社ニ対シ塩ノ販売区域ヲ限定シ、互ニ其地区ヲ守リテ、相犯スコトナキ様命令被致候、其内弊社ノ販売区域ハ末記ノ通りニ御座候、仍而弊社ハ右区域ノ需用ニ対シテハ常ニ十分ナル準備塩ヲ所得シ、如何ナル場合ト雖モ御注文ニ対シ品切れ等ノ憂ハ万々無之事ヲ期シ尚精々御便利相図リ可申候……

同史料を参照すると、広島地方専売局の中で県下を五つの塩元売捌所に分け、販売区域を限定し、他所からの販売を認めず、「如何ナル場合ト雖モ御注文ニ対シ品切れ等ノ憂ハ万々無之事ヲ期シ」と、安定的に十分な塩を確保することを求めている。ちなみに、広島地方専売局管内の営業所は、東備地方塩元売捌所の他に、合名会社塩元売捌所（本店広島市）、合名会社尾道塩元売捌所（本店尾道市）、合名会社竹原塩元売捌所（本店竹原市）と、本店が双三郡三次町にあり庄原などを販売区域とする前田嘉市氏の5つの塩元売捌所があった¹⁰⁾。

東備地方塩元売捌所の営業所について述べると、本店は沼隈郡松永町に定め、福山市船町、芦品郡府中町、比婆郡東城町（字川東）の3箇所に支店を設置した。ちなみに、東城町は当初荷置場として申請している¹¹⁾。

この営業所設置に当たり、いくつかの課題があった。まず第一に、販路がほぼ旧備後国一帯であることから、製塩地である松永、都市部である福山などへ安定的に塩を供給することには問題無いのであるが、後背地である東城町にまで円滑に塩を供給することは課題が残ったのである。それは、比婆郡東城町の位置は、備北にあり、輸送が困難なためである。よって、東備地方塩元売捌所は、東城支店を設置し、宮田利吉氏が販売を担うことになった。その場合、安定的に塩を供給するという面において、いくつかの課題があった。この点〈史料2〉から探ってみることにしよう。〈史料2〉は、東備地方塩元売捌所が結成された直後の5月22日に東城にある宮田運送店が東城から福山間の輸送・販売を担うにあたり提出された書状である¹²⁾。

〈史料2〉

大正11年5月22日

塩引取りニ付、貴兄御承知ノ通り東城福山間ハ運搬上ニ昔ヨリ悪習慣アリ、荷不自由ナル時ハ度外ニ運賃引下ケ、荷物沢山ノ時ハ度外ニ運賃引上げ、塩ノ如キ多量貨物ハ引取

9) 大正11年5月起「雑書綴込 合資会社東備地方塩元売捌所」

10) 全国塩元売捌人組合連合会『日本食塩販売史』（1928年）

11) 「合資会社東備地方塩元売捌所定款」（合資会社東備地方塩元売捌所「登記書類」）

12) 大正11年5月起「雑書綴込 合資会社東備地方塩元売捌所」

リニ困難ニ付、今回御命アリタル如キ供給ノ責任ヲ任サセ、供給区域ヲ制限セラレタル上ハ、運送人ト協儀シ運賃ノ協定スル必要アルト存候ニ付、有ル御車連中ト運賃協定ヲ近ク致スべく候間、モシ東城区域ヨリ貴店ニ塩ノ注文アリタル場合ハ、注文者ニ対シ成べく東城ニテ買取り呉レト御指導被下度願上候

東城モ責任ヲ命ジラレタル上ハ買受ケ者ニ対シ少々ノ価額ノ高安ハアルトモ、塩ハ円満ニ供給致ス考ヘニ御座候処、貴兄ニ於テハ東城ニ現品ナキ時ハ、支店ヨリ買取り呉レト御指導被下度願上候

昔ヨリノ習慣ノ如キ買受ケ者ニ於テ、自由御勝手ニ御便利ニマカセ引取、安キ時ハ自由ニ買入レラレ、引取り困難ノ時丈ケ東城ニ責任アルカラ売渡セトセメラレタノデハ、東城ハ責任以テノ売捌キハ出来難クト存候

右ノ次第ニテ是レ迄デノ習慣ノ通りニ買受者ニヤラレタノデハ、東城ハ場合ニ依リテハ運賃ノタメ多大損失ヲスル事アルモノト存候ニ付、東城ガ損ヲセザルモ貴兄ノ御後援ニ依ルモノト存候間、何卒御後援ノ程願上候

同史料を参照すると、運賃が一定していないことが問題点として指摘されている。すなわち、当時の慣習として、運搬荷物が不足しているときは、運賃を極端に引き下げ、運搬荷物が多量な場合は、運賃を極端に引き上げることが多い。このため、塩の様に大量に輸送する商品の場合は、運賃が高くなり、引き取ることが難しいとされたのである。こうしたことから、本来の趣旨として塩の供給区域を定め、安定供給を達成するためにも、運賃協定を結ぶことが必要とされたのである。そして、運賃協定を結ぶのであれば、安定的に輸送量を維持する必要性が出て来ることから、「安キ時ハ自由ニ買入レラレ引取り、困難ノ時丈ケ東城ニ責任アルカラ売渡セトセメラレタノデハ、東城ハ責任以テノ売捌キハ出来難クト存候」と、販売区域内での販売独占を徹底する様に、支援を願い出たのである。

この点について、大正11年度における「第一回営業報告書」を参照すると「唯遺憾トスル所ハ、岡山地方并ニ坂出地方局ノ塩売捌人ガ福山府中輦方面并ニ神石比婆各地ニ出張販売ヲ為シ、競争的態度ニ出ヅルモノアリ、為メニ塩小売人及直接消費者ノ塩買受ノ方向取捨ニ惑ヒ、其内彼等ト取引スルモノモ亦少ナカラズト雖モ、而モ我等ハ常時間断ナク供給ヲ為スニ非ス、売行ノ最盛時特ニ多ク来リテ出売ヲ為スモノナルガ故ニ市場ノ常調安定ヲ攪リ広島地方局指示ノ販売区域ニ甚タ塩供給分布ノ系統秩序ヲ乱ルモノニシテ、福山、府中両支店ノ如キ常ニ其影響ヲ受ケ、時ニ営業ノ安定ヲ脅カサルル惧レナキヲ得ザルニアリ、専売官庁ニ於テ此点特ニ御配慮ヲ加ヘラレンコトヲ希望ニ堪エサル次第ナリ」と、他管轄にある岡山や坂出地方局の塩売捌人が販売区域を侵して出張販売がなされていることがわかる¹³⁾。そして、

13) 「事業ノ概況」(「官署往復文書(東備地方)」大正11~15)

このことは、「常時間断ナク供給ヲ為スニ非ス、売行ノ最盛時特ニ多ク来リテ出売ヲ為スモノナル」という様に恒常的ではなく、最盛時のみの販売であり、「市場ノ常調安定ヲ攪リ」「販売区域ニ甚タ塩供給分布ノ系統秩序ヲ乱ル」存在として、「時ニ営業ノ安定ヲ脅カサルル惧レナキヲ得ザル」ものであると、指摘している。こうした傾向は跡を絶たず、翌年度の「事業ノ概況」を参照しても、「岡山管内元売捌人ノ吾販売区域内ニ於ケル販路侵入ハ依然トシテ絶エズ、福山、府中方面ノ主トシテ直接消費者ニ供給シ、時ニ破格ノ値段ヲ以テ販売シ、市場ノ安定ヲ脅カシツツアルハ遺憾ナリ」（大正十二年度）と、販売区域を超えて販売がなされている¹⁴⁾。この二つの史料を参照して指摘できることは、本来販売区域を定めることで、一方で市場の「独占」を意図しながら、他方で安定的な塩供給を実現することを意図したわけだが、現実的には出張販売がなされており、販売区域を超えて塩小売人や消費者に対して直接販売がなされている。しかも、こうした出張販売を担う塩商は、恒常的に年間を通じて行われたわけではなく、販売量が多い時期（安く販売できる時期）に販売が行われ、逆に塩が不足している時には販売しないという、都合の良い時期にだけ販売が行われていたのである。それに対し、地元の販売店の立場は、安定供給が大原則であり、恒常的に塩を確保する必要があり、在庫管理という面において経営的に大きな問題となったのである。その後も販売区域に対する侵害はしばしば見られている。大正15年度においても¹⁵⁾、「岡山地方専売局管内元売捌人ノ吾ガ区域内侵入ハ依然トシテ継続セラレル……」と述べ、対応が求められることが指摘されたのである。

こうした度重なる販売区域の侵害に対し、東備地方塩元売捌所も手をこまねいていただけではなかった。大正11年から12年ごろにかけて、販売区域内の塩小売人を対象に東備地方塩小売人会を組織し、販売網を強固にしている。そして、元売捌人同士では、県内を対象として、塩元売捌人組合を組織している。東備地方塩小売人会は、所管官署の指示命令の遂行を始めとして、店舗の施設改善、販売促進、営業方法の研究、そして相互の親睦などが図られることになる¹⁶⁾。ちなみに、塩小売人はこの間、廃業している場合があった。この塩小売人の廃業理由は様々である。制度的には①正当の理由なくして三か月以上継続して営業しない者、②居所不明の者、③事実上他人に権利を譲渡したと認められる者、④塩供給上存置の必要がない者、⑤営業成績が不良で改善の見込みがない者、⑥死亡して承継期間を経過した者、⑦許可を受けずに営業所を移転又は新たに他に設置した者、⑧制限価格を超過して販売する疑いのある者という8種の要因が廃業要因として指摘されている¹⁷⁾。ちなみに、昭和7年の小売人の廃

14) 大正12年「事業ノ概況」（大正11年5月起「雑書綴込 合資会社東備地方塩元売捌所」）

15) 大正十五年度「第五回営業報告書」「官署往復文書（東備地方）」大正15～昭和8）

16) 「塩小売人会々則草案」（大正11年5月起「雑書綴込 合資会社東備地方塩元売捌所」）

17) 「塩小売人ニ関スル件」（「官署往復文書（東備地方）」大正11～13）

表1 塩小売人廃業者（昭和7年）

塩小売人氏名	営業所位置	廃業理由
草浦兼太郎	沼隈郡熊野村	村内外の小売人に圧倒されたため
桑田喜平	深安郡坪生村	南備より買い受けるが福山支店より買い受けることなし
桑田七郎	深安郡坪生村	南備より買い受けるが福山支店より買い受けることなし
目崎包治	深安郡御野村	昭和6年福山支店にて201呎買受け余りは南備より買受け
松井保太郎	深安郡中条村	昭和6年父死亡後承継無し
金尾保男	深安郡中条村	昭和6年買受たる数量33呎内最終買受月日12月
板倉治郎	比婆郡久代村	位置の関係上売行悪きため本人廃業の見込み

「塩小売人ニ関スル件」『官署往復文書』（大正11年～13年）

業の様子を参照すると、取引量が減少したことを理由として自然廃業が多く見られている。

また、大正15年11月には、合資会社東備地方塩元売捌所を始めとして、合名会社広島地方塩元売捌所、合名会社尾道塩元売捌所、合名会社竹原地方塩元売捌所、広島県双三郡三次町前田嘉市、愛媛県温泉郡三津浜町宮崎芳五郎、愛媛県喜多郡長浜町合名会社長浜地方塩元売捌所、山口県熊毛郡平生町平生塩元売捌所など、広島県だけでなく山口県、愛媛県などに存在する塩元売捌所によって構成する塩元売捌人組合を広島地方専売局管内に組織したのである。同組合の規約を参照すると、精製食卓塩元売捌人を除いた塩元売捌人によって組織している¹⁸⁾。目的は、「組合員相互ノ親善ヲ図ルト共ニ事業ノ連絡統一并ニ之カ改善発達ヲ期スルヲ以テ目的トス」と記されてあるように、親睦と連絡を中心とした協調関係を意図したものである。そして、具体的な取組みとしては、①専売法規と所轄専売官署の指示と統一的実行を図ること、②専売官署の諮問に応え、意見を述べること、③塩供給の円滑と塩価の低減を図ること、④塩供給区域の協定に関する事、⑤塩小売人の指導と業態改善を図ること、⑥従業者と塩小売人の表彰に関する事、⑦塩販売業に必要な物品の共同購入に関する事、⑧組合員間における営業上の紛議や調停に関する事、などを行うこととしている。

この塩元売捌人組合結成の効果は次第に表れたものと考えられ、昭和4年度になると「岡山管内元売捌人ヨリノ侵入ハ漸次減少シツツアルハ福山支店販売高ノ増加ニ依リテ推知シ得ベク、東城支店ニ於ケル引取価低減ノ結果売渡価格ノ引下ニヨリ¹⁹⁾」と、次第に販売区域の徹底がなされるようになっていく。

一方、塩元売捌人を中心として、こうした販売区域の徹底が図られる中、昭和5年3月15日、16日、広島で開催された醤油醸造業組合連合会代議員総会では、内国塩、外国塩の価格の低減や、1万斤以上購入する場合、販売価格を安価にすることや購入手続を簡易にすることなどが提案されている。さらに、こうした塩価格だけの問題ではなく、元売捌人による販

18) 「塩元売捌人組合規約」（大正11年5月起合資東備地方塩元売捌所「雑書綴込」）

19) 「第八回 昭和四年度営業報告書」（「官公署往復文書（東備地方）」大正15～昭和10）

売区域の制度は、配給の円満を欠くものとして全廃を陳情することなどが決議されている²⁰⁾。さらに、昭和7年度の塩元売捌人組合連合会では、塩専売法廃止建議に対し、元売捌人としての立場を表明する必要を認め廃止反対を決議している²¹⁾。この様に、大口ユーザーからの販売区域制の廃止の運動もあるものの、他方で輸入塩などを購入するなどといった取組みも積極的になされることで、次第に販売区域が遵守されるようになっていく。そして、昭和13年7月に「元売捌許可指定更新ノ際、各元売捌人間ニ於ケル売捌区域ノ厳守ヲ命セラレタル結果、従来岡山地方局管内元売捌人ヨリ福山府中地方へ侵入売捌シツツアリタルモノモ、同時ニ禁遏セラルルコトトナリ、拾壹月以降其励行ヲ見ルニ至レリ、ココニ多年ノ懸案解決シ惜雲ヲ排除シテ青天ヲ仰キ得タル感アリ、公明ナル専売当局ノ御処置ニ対シ、ココニ謹而感謝ノ意ヲ表スル次第ナリ」²²⁾と、昭和13年7月には元売捌許可指定を更新する際、各元売捌人の間で売捌区域が徹底されたことで、これまで岡山地方局管内の元売捌人から福山府中方面へ販売されていたことが抑えられ、多年の懸案であった販売区域内での販売独占が徹底されることになったのである。

販売区域は、〈表2〉で示した様に各支店ごとに設定されており、その範囲は、既存の販売区域を前提として、一円的に設定されたといえるだろう。ただし、〈表2〉が示すように、必ずしもその範囲や回送先は固定されていたとはいえなかった。例えば、塩引取場所が新設されることで、運送において合理的な場合、範囲の変更がなされている。〈史料3〉を参照しよう²³⁾。

〈史料3〉

双三郡三次町ニ塩引渡場所ヲ設置セラレ、同地ニテ政府ノ負担ヲ以テ運送セラルル為メ引取賃ノ関係ヨリ元売捌人ノ販売区域ニ異動ヲ来タスノ結果トナリ、大正十五年十一月広島県地方専売局ニ於テ関係元売捌人協定ノ上、当会社ヨリハ東城支店区域内ニ於テ帝積及小如可ヲ府中支店区域内ニ於テ甲奴郡領家ヲ三次元売捌人ニ割譲スルノ余儀ナキニ至レリ、此ノ結果ハ次年度ヨリ販売高ノ減少トナリテ顕ハルベキハ必然ノ事ナリト信セラル

この様に販売区域の変更は、塩引渡場所が新設されたことで、東城支店区域内の帝積・小如可と、府中支店区域内の領家の三地域については、運賃価格などが合理的なことから、三次元売捌人に販売区域が変更することを決めており、広島県地方専売局において協定が取り交わされている。〈史料4〉を参照しよう²⁴⁾。

20) 「参考事項報告」(大正11年5月起合資東備地方塩元売捌所「雑書綴込」)

21) 「昭和七年度事業報告」(大正11年5月起合資東備地方塩元売捌所「雑書綴込」)

22) 昭和13年度「第十七回営業報告書」昭和十年度以降「官公署往復文書綴(東備地方)」

23) 大正十五年度「第五回営業報告書」官署往復文書(東備地方)大正15~昭和8)

24) 大正十五年度「第五回営業報告書」官署往復文書(東備地方)大正15~昭和8)

落 合 功

表2 東備地方塩元売捌所における営業区域

営業所	販売地名	大正12年ごろ	昭和8年10月ごろ			昭和13年12月
		販売地名 (町村省略)	販売地名	人口	塩に関する 主要産物	販売地名 (町村省略)
松永本店 沼隈郡松永町	沼隈郡	松永, 今津, 本郷, 東, 西, 高須, 神, 柳津, 金江, 藤江, 山南, 赤坂, 津之郷	松永町, 今津町 外14か村	46,000	醤油, 麺類	松永, 今津, 本郷, 東, 西, 高須, 神, 柳津, 金江, 藤江, 山南, 熊 野, 赤坂, 津之郷
	御調郡	原田				原田
	芦品郡	有磨				
福山支店 福山市船町	福山市	全部	福山市, 鞆町, 新市町, 油木町	120,000	醤油, 麺類, 味噌, 沢庵, 塩魚, 化学工 業	全部
	深安郡	全部				全部
	沼隈郡	熊野, 鞆, 山手, 水呑, 瀬戸, 田尻, 郷分, 走鳥, 草戸, 佐波, 神島	上下町, 他60か 村			鞆, 山手, 水呑, 瀬戸, 田尻, 郷分, 走鳥
	芦品郡	戸手, 駅家, 宜山, 常金丸, 近田, 藤 尾, 服部, 戸手, 網引, 新市, 福相				戸手, 駅家, 宜山, 常金 丸, 近田, 福桐, 大正, 大字桑木, 藤尾, 服部, 有磨 (大字下有地)
	神石郡	全部				全部 (但新坂, 永渡を 除く)
	甲奴郡	階見村				階見
	比婆郡	八幡, 帝釈, 田森, 小奴可, 久代				
東城支店 比婆郡東城町	比婆郡	東城	東城町他6か村	17,000	菜漬, 醤油	東城, 帝釈, 小奴可, 八幡, 久代, 田森
	神石郡					新坂, 永渡
	阿哲郡					矢神, 野馳
府中支店 芦品郡府中町	芦品郡	府中, 広谷, 岩谷, 栗生, 阿佐, 阿字	府中町, 油木町, 上下町 他16か村	85,000	醤油, 味噌, 工業, 包素	府中, 新市, 岩谷, 広 谷, 国府, 栗生, 阿字, 阿佐, 大正 (大字木の 山), 有磨 (大字上有 地), 網引
	御調郡	上川辺, 下川辺, 諸田, 管野				上川辺村, 下川辺村
	甲奴郡	上下町, 吉野村, 清岳村, 領家				上下町, 吉野村, 清岳 村

時期が確定できない場合は, 掲載史料の前後の年代を参考にして判断した。

「塩販売区域表」(大正11年5月迄【雑書綴込】)

昭和8年「東備地方塩元売捌人営業区域調」(「官署往復文書」大正11~13)

昭和13年12月「東備地方塩元売捌所営業区域」(「官公署往復文書(東備地方)」昭和11~14)

〈史料4〉

本年度塩買受先ハ引取運賃ノ關係上、從來福山ヨリ融通回送ヲ為シ来タリタル、東城支店販売用ハ大正十五年十一月以降、岡山地方専売局高粱出張所ヨリ買受クルコトナレリ……

同史料を参照すると、引取運賃の計算に基づき、東城支店への回送元を福山から高粱出張所へと移している。また、一時的な理由でも回送ルートを変更している。また、昭和9年度には買受塩として高粱出張所からの買受数量が減少しているが、これは、この地域一帯の大水害のために鉄道が破壊され、運送が一時途絶したことにより、福山支店から融通したことを示している²⁵⁾。

他にも昭和6年10月には、自動車業の発展に伴い運送経路や運賃に変化が生じることで、福山支店区域だった千田村、網引村（芦品郡）への大口の塩販売については松永本店が行うこととしている²⁶⁾。なお、網引村と大正村については、引取賃が時期によって変動することから、福山支店と府中支店の両支店により取引が行われている。さらに、伯美線が延長したことで、輸送の利便性を考え、神石郡内にある新坂村や永渡村の塩は、本来福山支店の区域に属していたが、福山支店だけでなく東城支店との両属としている。この様に運賃などの面において、合理的だと判断された場合、回送先や販売区域の変更があったのである。本支店の間でも、販売区域の変更が頻繁に見られる。実際、大正13年の「塩ノ供給ニ関スル件」を参照すると、「各元売捌人ノ本店支店貯蔵所間ニ付テハ其ノ区域内ニ於テ大体之供給区域ヲ定メントシテ候処、右ハ主トシテ供給上ノ便宜ヲ図リ且ツ其ノ責任範囲ヲ予定セシニ外ナラサルヲ以テ実施後ノ実状如何ニ依リテハ、彼是適當ニ変更スルハ差支無之、然ルニ動モスレハ其ノ区域ヲ固執シ却テ塩供給ノ円満ヲ阻害セル地方有之ヤニ相見ヘ候条、能ク地方ノ実状並買受人ノ便否等ヲ考査シ改定ヲ要スト認メラルルケ所有之候ハバ適當ニ改正シ、其ノ結果ハ所属官署ヲ経テ申告セシムル様元売捌人ニ指示相成度……」と販売区域の範囲はかなり融通が図られている²⁷⁾。その後の昭和11年の「注意事項」を参照すると²⁸⁾、「塩元売捌人ノ営業区域ハ協定後大体之ヲ遵守シ来リ、円満ニ供給セラレツツアルヲ認ムルモ、交通運輸ノ変遷ニ依リ、区域ノ変更ヲ余儀ナクスル個所モアルベキヲ以テ引取ノ便否、運賃關係等ニ留意シ、供給上遺憾ナラシムル様区域ノ変更ニ対シ關係元売捌人間ニ於テ協議実行セラレタシ」と、販売区域の決定は、運賃や引取便否などによってなされていることが明示されており、変更は元売捌人の協議によって実行されることが指摘されたのである。

25) 昭和九年度「第十三回営業報告書」昭和十年度以降「官公署往復文書綴（東備地方）」

26) 「塩販売区域ニ付申告書」「官署往復文書（東備地方）大正11～13」

27) 「塩ノ供給ニ関スル件」「大正十一年五月 官公署往復文書綴（東備地方）」（大正11～13）

28) 「注意事項（昭和11年5月塩元売捌人組合総会ニ対スルモノ）」（大正11年5月起合資東備地方塩元売捌所「雑書綴込」）

以上を踏まえつつ、塩専売制下の中で販売区域の設定の意味を考える点として、売捌区域の厳守が指示された昭和13年7月に先立ち、専売局長が塩元売捌人総会での注意事項〈史料5〉を参照しながらまとめておこう²⁹⁾。

〈史料5〉

四供給区域内巡回ニ関スル事

供給区域内ニ於ケル塩小売人ノ巡回八年二回以上実施スベキ筈ナルニ等閑ニ付セラレツツアルモノ又ハ巡回セルモ之カ事蹟ノ書留ナキモノアリ、向後一層之カ励行ヲ期シ業態ノ改善ヲ図ルト共ニ事蹟ヲ明瞭ナラシメ置クコト、尚最近内地塩ノ供給不足ニ乗シ、崩売ニ当リ等級ヲ偽リ販売スルモノ亦特殊消費者ニシテ其手持品ヲ販売スルガ如キ不正ヲ敢テスルモノナキニ非ス、如斯所為ハ何レモ専売法違反トシテ処分セルベキモノニ付、巡回ニ当リ相当留意シ万一発見ノ場合ハ最寄販売官署ニ通報セラレタシ

五供給区域ニ関スル事

塩元売捌人ノ供給区域ハ勿論、本支店甲貯蔵所共之ヲ厳守シ、共ニ相侵ス事ナク、区域内ニ於ケル需給ノ円満ヲ期セサル可カラサルニ故ナク、他ノ区域ニ販売ヲ敢テシ其ノ甚シキニ至リテハ規則違反トシテ検挙サルルニ至リシモノアリ、特ニ最近ニ於ケル塩ノ需給関係ニ豈シ区域外塩小売人ヨリ販売方強要シ来ルモノナキニ非ス、仍テ一層各営業所間ノ連絡ヲ保持シ塩配給ニ当リ、特ニ公平適実ヲ期シ以テ需給ノ均等ヲ図ラレタシ

六塩ノ引取運賃ニ関スル事

販売塩ノ引取運賃ハ、忽チ塩価ニ及ストコロナルヲ以テ塩元売捌人ハ常ニ交通機関、運送経路ノ変遷、其他一般取引ノ実況ニ留意シ、之カ低減ヲ期セサルベカラザルニ、日支事変後諸種ノ影響ヲ受ケ一般物価ノ運賃著シク騰貴セルノ状況ニシテ目下調査中ナルモ、現在認定運賃ニシテ変動ヲ来シタル向ハ事情ヲ具シ、相当根基ヲ附シ申出デラルベク、尚小売人ノ引取運賃ニシテ変動ヲ認知シタル場合、同様報告セラレタシ

〈史料5〉は、塩元売捌人総会において専売局長が述べた注意事項の一部分である。同史料を参照すると、塩流通の制度的特質が①元売捌人と小売人との関係、②供給区域の徹底、③引取運賃の三つの側面で明らかになるだろう。まず、小売人の販売については管轄の営業所が担当し、年二回以上巡回し監視の徹底を述べている。これは、小売人が等級をごまかして販売するなど、不正販売があるとして、塩小売販売の徹底を指摘したものである。もう一つ、供給区域については、塩の需給に応じて販売区域を超えて塩小売人が販売することが見られるとし、この点、元売捌人同士で連絡を保ちながら塩配給の徹底を指摘している。そして、引取運賃であるが、運賃が塩価に直接関わるとし、交通機関や運送経路について、より合理

29) 「専売局長注意事項（昭和十三年六月二十七日塩元売捌人総会ニ於テ）」（「官公署往復文書（東備地方）」昭和11～14）

的な方法を検討する必要性を述べている。

二．東備地方塩元売捌所の経営

東備地方塩元売捌所の経営について、大正12年から昭和17年に至るまで通して検討していくことにしよう。

まず、〈表3〉と〈表4〉を概観してみよう。〈表3〉は、各年における損益計算書と貸借対照表をまとめたものであり、〈表4〉は各店ごとの売上額による収入、支出の動向を示したものである。〈表3〉を参照すると、基本的に取引額は、年間1万円前後で変わらない。塩の利益額もおおよそ6,000円、食卓塩は30円程度でほとんどが塩による利益金であった。同様に〈表4〉を参照すると、塩売上高の総額は、大正期から昭和3年度までは20万円程度であったが、昭和4年度から減額となり、昭和11年度までは、16万円から17万円代で推移している。その後、昭和12年度より増額しており、昭和17年度には26万円にまでなっている。

食塩益金を売上高で割り、100倍にして、利益率を計算すると、ほぼ恒常的に4%から5%代で推移している。昭和8年度のみ、7.9%と高率であるが、これは塩販売によるものではなく、「仏貨四分利公債」が売却されたことにより「有価証券売買益金」4,323円が計上されたことによる。そもそも、大正15年1月2日の「官署往復文書」を参照すると、「塩売捌人利益歩合」は「内地塩輸移入塩別途通知塩塩百斤尚売渡価格ノ一回一万斤以上売及直接小売人売渡価格ノ百分ノ三（量減補填ヲ為シタルモノハ百分ノ五）食卓塩ニ在リテハ一回一万斤以上売渡及直接小売人売価格ノ百分ノ七ニ相当スル金額トス（但シ何レモ小売人売一回一千斤以上消費者売共）」³⁰⁾と、販売に伴う利益割合は、塩の場合3%、食卓塩の場合7%と、定められている。この様に、販売区域が定められ、特定の消費者に対して、一定の利益割合を掛けて販売がなされていたのである。こうして塩は、安定的に販売されるものの、利益率は、決して高くはなく、その意味でローリスクローリターンであった。

また、利益金については、配当金、賞与金などでほとんどが無くなっており、残額は積立金や繰越金といった翌年度への資金に充てられている。

販売区域が定められることでの経営上のメリットは、営業費の比率を下げたこととして指摘できる。大正12年度の「営業報告書」を参照すると、「売行稍不況ナリシト雖モ益金ハ比較的増加セシト、且ツ営業費減少トニヨリ純益金ノ増加トナリ、他方出売廃止ニ伴ヒ出資金ヲ減額セシヲ以テ一割二分ノ配当トナスニ至リ前期ヨリ二分ヲ増加セリ」³¹⁾と、販売区域が

30) 「大正十一年五月「官署往復文書（東備地方）」大正11～15)

31) 大正12年度「第2回営業報告書 合名会社尾道地方塩元売捌所」（大正11年5月起合資東備地方塩元売捌所「雑書綴込」）

表3 東備塩元売捌所の経営動向（各年、年度 単位は円）

	大正 12年	大正 13年	大正 14年	大正 15年	昭和 2年	昭和 3年	昭和 4年	昭和 5年	昭和 6年	昭和 7年	昭和 8年	昭和 9年	昭和 10年	昭和 11年	昭和 12年	昭和 13年	昭和 14年	昭和 15年	昭和 16年	昭和 17年
塩販売益金	6,069	6,410	6,488	6,158	5,922	5,681	5,368	5,721	5,706	5,801	5,458	5,301	5,436	5,719	6,099	6,503	6,484			
食卓塩販売益金	8	4	3	11	22	-36	31	30	37	72	49	55	52	57	32	34				
有価証券利子	2,137	2,203	2,185	2,185	2,140	2,200	2,200	2,053	2,448	1,467	1,338	1,593	1,831	1,938	1,951	1,938				
有価証券償還金					700															
有価証券売買益金	88									435	4,323									
取戻金	2,350	2,414	2,649	2,542	2,235	2,513	1,481	1,505	1,036	1,801	1,926	1,492	1,186	1,128	1,474	1,379	1,431			
雑収入					1,013				2	11	12	6	24							
第二種所得税				99	76	93	72	82	83	77	97	98	55	120	147					
資本利子税				76	71	80	73	77	68	72	62	66	66	58	123	132				
借入金利子	76	223	153	175	185	176	185	176	135	128	75	63	70	238						
有価証券使用料	174	170	147	67	65	122	124	100	62	22	152	326	179	41	115	152	169			
支払利息							260	61									399	169		
営業費	4,686	4,839	4,748	4,882	4,239	4,407	4,929	4,333	4,395	4,473	4,808	5,251	4,400	4,531	4,462	5,146	5,665	5,411		
当期末利益金	5,629	5,887	[6,277,473]	5,597	6,710	6,721	4,680	4,235	4,467	4,908	8,272	2,936	3,639	3,761	3,946	3,754	3,632	3,977		
総合計	10,565	11,119	11,326	10,896	11,357	11,608	10,138	9,012	9,313	9,665	13,441	8,800	8,458	8,508	8,836	9,568	9,865	9,887		
利益金÷総合計	0.533	0.529		0.514	0.591	0.579	0.462	0.470	0.480	0.508	0.615	0.334	0.430	0.442	0.447	0.392	0.368	0.402		
営業費÷総合計	0.444	0.435	0.419	0.448	0.373	0.380	0.486	0.481	0.472	0.463	0.358	0.597	0.520	0.533	0.505	0.538	0.574	0.547		

	大正 12年	大正 13年	大正 14年	大正 15年	昭和 2年	昭和 3年	昭和 4年	昭和 5年	昭和 6年	昭和 7年	昭和 8年	昭和 9年	昭和 10年	昭和 11年	昭和 12年	昭和 13年	昭和 14年	昭和 15年	昭和 16年	昭和 17年
資本	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	37,000
積立金	300	600	331	1,600	2,100	2,800	4,000	4,600	5,000	5,500	6,000	8,000	8,500	8,800	9,100	9,500	10,000	10,250	10,500	2,550
前繰越金	356	385	16	948	745	1,355	1,476	1,156	1,092	1,158	1,666	2,439	974	413	474	591	415	427	534	6
貸付金	35,144	24,201	30,525	30,428	36,790	34,400	34,897	34,969	35,080	24,154	28,327	23,390	23,246	34,368	36,643	39,967	18,875	37,144	42,108	50,523
借入金	7,000	27,500		4,000		12,000	15,000	6,000	2,000		4,000	7,200	4,000		2,500	9,700	22,490	25,338	27,431	11,839
未払利息	34	94			46															
方未払利息				71																
中国銀行当座借越																				
当期利益金	5,629	5,887	5,209	5,597	6,710	[6,720,789]	4,680	4,235	4,467	4,908	8,272	2,936	3,639	3,761	3,946	3,754	3,632	3,977	5,062	11,500
預計金	41,637	54,335	48,451	41,168	47,212	57,757	60,546	52,454	51,497	41,716	69,202	58,954	46,679	50,763	68,025	74,243	56,796	77,578	79,052	60,400
有価証券代金	38,109	37,814	31,881	37,814	38,039	38,535	38,535	38,535	35,100	35,100	19,500	24,500	34,278	39,240	39,240	39,240	39,340	39,340	44,475	44,475
販私塩代金			298			30	76	52	127	40	131				61					
未収利息	578	526	644	504	526	569	712	534	325	240	484	462	213	297	332	436	368	390	374	374
未収利息(公債証券)			45																172	432
未収利息(公債証券)																				
支店	526	783		526	506	467	467	467	764	764	425	496	618	635	635	635	648	447		
現在商品	8,530	8,273	3,278	7,755	4,937	6,728	4,956	4,687	5,709	5,933	7,741	5,114	5,064	3,112	4,730	10,936	3,755	2,595	3,567	3,577
現金	9,083	6,936	242	4,878	5,171	3,188	4,761	4,231	4,116	1,928	783	4,438	3,508	3,295	2,219	5,865	4,505	1,425	7,351	7,351
什器			1,244																	
合計	98,463	108,667	86,081	92,644	96,391	107,276	110,054	100,961	97,638	85,720	98,265	93,964	90,359	97,342	117,465	131,356	105,412	127,135	135,635	113,418

各年「貸借対照表」「損益計算書」参照

戦前期、塩専売制下の流通組織の展開

表 4 各営業所別販売額の動向（各年、年度、単位は円）

		大正11年度			大正12年度			大正13年度		
		収入	支出	差引	収入	支出	差引	収入	支出	差引
塩 (売上, 仕入高)	松永本店	34,533.215	33,739.935	793.280	41,692.721	40,787.926	904.795	42,997.190	41,404.433	1,592.757
	福山支店	102,129.713	101,160.275	969.438	106,982.040	102,773.804	4,208.236	103,358.575	100,826.867	2,531.708
	府中支店	43,895.340	41,837.640	2,057.700	45,381.785	43,324.301	2,057.484	46,887.585	45,821.733	1,065.852
	東城支店	16,499.840	12,745.880	3,753.960	22,057.825	23,412.689	-1,354.864	23,411.765	21,948.430	1,463.335
	小計	197,058.108	189,483.730	7,574.378	216,114.371	210,298.720	5,815.651	216,655.115	210,001.463	6,653.652
塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	480.431	222.136	258.295	819.763	480.431	339.332	510.962	819.763	-308.801
	福山支店	5,128.828	3,116.345	2,012.483	4,029.743	5,120.778	-1,091.035	4,651.894	4,029.743	622.151
	府中支店				1,392.908	2,206.076	-813.168	1,642.230	1,392.908	249.322
	東城支店				2,169.476	350.929	1,818.547	1,363.558	2,169.476	-805.918
	小計	5,609.259	3,338.481	2,270.778	8,411.890	8,158.214	253.676	8,168.644	8,411.890	-243.246
食卓塩, 精製塩 (売上, 仕入高)	松永本店				56.859	103.995	-47.136	31.078	9.300	21.778
	福山支店				28.860	44.855	-15.995	28.555	26.745	1.810
	府中支店				30.300	16.780	13.520	17.230	25.310	-8.080
	東城支店				8.640	8.342	0.298			0.000
	小計				124.659	173.972	-49.313	76.863	61.355	15.508
食卓塩, 精製塩 (現在高, 繰越高)	松永本店				75.438	24.318	51.120	53.594	74.015	-20.421
	福山支店				38.668	20.403	18.265	37.291	37.706	-0.415
	府中支店				4.200	16.004	-11.804	13.316	4.040	9.276
	東城支店						0.000			0.000
	小計				118.306	60.725	57.581	104.201	115.761	-11.560
合計										
					224,769.226	218,691.631	6,077.595	225,004.823	218,590.469	

		大正15年度			昭和2年度			昭和3年度		
		収入	支出	差引	収入	支出	差引	収入	支出	差引
塩 (売上, 仕入高)	松永本店	39,708.864	39,361.298	347.566	39,838.666	37,560.646	2,278.020	38,816.607	37,978.080	838.527
	福山支店	103,275.061	100,722.324	2,552.737	111,632.598	107,262.267	4,370.331	106,621.186	103,902.051	2,719.135
	府中支店	43,479.938	42,450.991	1,028.947	44,187.610	42,512.296	1,675.314	38,270.626	37,833.801	436.825
	東城支店	20,993.639	20,706.769	286.870	21,321.839	20,375.380	946.459	16,450.735	16,351.143	99.592
	小計	207,457.502	203,241.382	4,216.120	216,980.713	207,710.589	9,270.124	200,159.154	196,065.075	4,094.079
塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	1,604.760	738.235	866.525	542.230	1,604.760	-1,062.530	885.620	542.230	343.390
	福山支店	2,659.277	2,083.409	575.868	1,590.620	2,659.277	-1,068.657	2,024.145	1,590.620	433.525
	府中支店	2,318.654	2,128.449	190.205	1,942.604	2,318.654	-376.050	2,727.744	1,942.604	785.140
	東城支店	1,063.830	754.970	308.860	641.650	1,063.830	-422.180	907.241	641.650	265.591
	小計	7,646.521	5,705.063	1,941.458	4,717.104	7,646.521	-2,929.417	6,544.750	4,717.104	1,827.646
食卓塩, 精製塩 (売上, 仕入高)	松永本店	52.536	90.767	-38.231	96.584	142.025	-45.441	62.141	18.810	43.331
	福山支店	96.423	120.030	-23.607	116.794	140.280	-23.486	209.135	200.790	8.345
	府中支店	10.062	9.883	0.179	15.853	20.905	-5.052	18.026	22.950	-4.924
	東城支店					0.000	0.000	25.110	14.570	10.540
	小計	159.021	220.680	-61.659	229.231	303.210	-73.979	314.412	257.120	57.292
食卓塩, 精製塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	57.634	15.855	41.779	109.796	57.634	52.162	70.776	109.796	-39.020
	福山支店	39.522	9.160	30.362	70.408	39.522	30.886	76.458	70.408	6.050
	府中支店	10.993	10.489	0.504	17.465	10.993	6.472	23.972	17.465	6.507
	東城支店				22.615	22.615	0.000	12.540	22.615	-10.075
	小計	108.149	35.504	72.645	220.284	130.764	89.520	183.746	220.284	-36.538
合計	6,414.354	215,371.193	209,202.629	6,168.564	222,147.332	215,791.084	6,356.248	207,202.062	201,259.583	

		昭和4年度			昭和5年度			昭和6年度		
		収入	支出	差引	収入	支出	差引	収入	支出	差引
塩 (売上, 仕入高)	松永本店	35,494.368	34,439.930	1,054.438	26,943.005	26,166.750	776.255	31,945.230	30,822.064	1,123.166
	福山支店	105,531.648	101,461.171	4,070.477	101,102.580	97,890.224	3,212.356	97,317.880	94,866.210	2,451.670
	府中支店	32,467.338	30,771.664	1,695.674	29,765.260	28,716.765	1,048.495	24,778.930	23,946.768	832.162
	東城支店	17,543.508	16,774.705	768.803	16,963.245	16,574.745	388.500	17,150.720	16,750.860	399.860
	小計	191,036.862	183,447.470	7,589.392	174,774.090	169,348.484	5,425.606	171,192.760	166,385.902	4,806.858
塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	909.720	885.620	24.100	998.565	909.720	88.845	957.020	998.565	-41.545
	福山支店	1,184.750	2,024.145	-839.395	1,128.305	1,874.750	-746.445	1,977.739	1,128.305	849.434
	府中支店	1,955.745	2,727.744	-771.999	1,860.900	1,955.745	-94.845	1,853.400	1,860.900	-7.500
	東城支店	586.180	907.241	-321.061	590.580	586.180	4.400	704.376	590.580	113.796
	小計	4,636.395	6,544.750	-1,908.355	4,578.350	4,636.395	-58.045	5,492.535	4,578.350	914.185
食卓塩, 精製塩 (売上, 仕入高)	松永本店	60.936	93.510	-32.574	45.705	22.800	22.905	73.165	73.125	0.040
	福山支店	240.155	275.770	-35.615	203.885	91.955	111.930	210.147	273.685	-63.538
	府中支店	37.669	64.965	-27.296	21.625	0.000	21.625	23.795	12.160	11.635
	東城支店	20.214	38.610	-18.396	18.478	0.000	18.478	15.730	40.160	-24.430
	小計	358.974	472.855	-113.881	289.693	114.755	174.938	322.837	399.130	-76.293
食卓塩, 精製塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	106.789	70.776	36.013	62.968	106.789	-43.821	□□□	62.968	
	福山支店	127.725	76.458	51.267	13.694	127.725	-114.031	□□□	13.694	
	府中支店	54.287	23.972	30.315	23.342	54.287	-30.945	□□□	23.342	
	東城支店	31.074	12.540	18.534	8.874	31.074	-22.200	□□□	8.874	
	小計	319.875	183.746	136.129	108.878	319.875	-210.997	216.273	108.878	107.395
合計	5,942.479	196,352.106	190,648.821	179,751.011	174,419.509	5,331.502	177,224.406	171,472.260	5,752.146	

落 合 功

表 4 続

		昭和7年度			昭和8年度			昭和9年度		
		収入	支出	差引	収入	支出	差引	収入	支出	差引
塩 (売上, 仕入高)	松永本店	32,870.860	31,504.535	1,366.325	33,416.530	32,467.106	949.424	31,254.595	30,276.966	977.629
	福山支店	96,947.730	93,393.999	3,553.731	95,709.255	93,619.149	2,090.106	100,400.260	94,951.840	5,448.420
	府中支店	22,544.405	22,122.260	422.145	24,297.570	23,363.610	933.960	22,994.055	21,896.081	1,097.974
	東城支店	16,247.745	16,024.485	223.260	16,722.035	16,715.480	6.555	16,429.080	15,628.340	800.740
	小計	168,610.740	163,045.279	5,565.461	170,145.390	166,165.345	3,980.045	171,077.990	162,753.227	8,324.763
塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	697.469	957.020	-259.551	880.644	697.469	183.175	913.703	880.644	33.059
	福山支店	1,801.672	1,977.739	-176.067	3,075.527	1,801.672	1,273.855	858.261	3,075.527	-2,217.266
	府中支店	2,167.563	1,853.400	314.163	2,023.272	2,167.563	-144.291	1,663.296	2,023.272	-359.976
	東城支店	966.600	704.376	262.224	1,474.710	966.600	508.110	1,152.042	1,474.710	-322.668
	小計	5,633.304	5,492.535	140.769	7,454.153	5,633.304	1,820.849	4,587.302	7,454.153	-2,866.851
食卓塩, 精製塩 (売上, 仕入高)	松永本店	53.050	77.920	-24.870	77.364	61.950	15.414	156.653	186.280	-29.627
	福山支店	178.622	181.610	-2.988	218.991	167.830	51.161	491.870	502.536	-10.666
	府中支店	26.030	67.040	-41.010	30.295	27.010	3.285	83.920	193.496	-109.576
	東城支店	15.482		15.482	12.940	33.240	-20.300	49.677	67.418	-17.741
	小計	273.184	326.570	-53.386	339.590	290.030	49.560	782.120	949.730	-167.610
食卓塩, 精製塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	100.390	70.155	30.235	92.737	100.390	-7.653	137.308	92.737	44.571
	福山支店	120.280	98.417	21.863	92.248	120.280	-28.032	150.689	92.248	58.441
	府中支店	58.798	14.351	44.447	59.498	58.798	0.700	173.898	59.498	114.400
	東城支店	19.929	33.351	-13.422	41.974	19.929	22.045	64.471	41.974	22.497
	小計	299.397	216.274	83.123	286.457	299.397	-12.940	526.366	286.457	239.909
合 計	174,816.625	169,080.658	5,735.967	178,225.590	172,388.076	5,837.514	176,973.778	171,443.567	5,530.211	

		昭和10年度			昭和11年度			昭和12年度		
		収入	支出	差引	収入	支出	差引	収入	支出	差引
塩 (売上, 仕入高)	松永本店	30,788.820	29,392.090	1,396.730	34,341.585	32,951.331	1,390.254	39,249.140	38,817.658	431.482
	福山支店	96,127.535	94,277.866	1,849.669	96,601.055	92,567.688	4,033.367	95,816.885	93,492.575	2,324.310
	府中支店	24,453.825	23,286.087	1,167.738	26,745.580	25,077.958	1,667.622	32,655.400	31,805.093	850.307
	東城支店	15,603.850	14,818.105	785.745	17,116.980	16,683.300	433.680	17,364.675	16,931.300	433.375
	小計	166,974.030	161,774.148	5,199.882	174,805.200	167,280.277	7,524.923	185,086.100	181,046.626	4,039.474
塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	511.962	913.703	-401.741	232.399	511.962	-279.563	1,046.082	232.399	813.683
	福山支店	2,107.719	858.261	1,249.458	1,094.304	2,107.719	-1,013.415	1,740.348	1,094.304	646.044
	府中支店	1,247.175	1,663.296	-416.121	409.367	1,247.175	-837.808	537.580	409.367	128.213
	東城支店	821.436	1,152.042	-330.606	863.211	821.436	41.775	954.549	863.211	91.338
	小計	4,688.292	4,587.302	100.990	2,599.281	4,688.292	-2,089.011	4,278.559	2,599.281	1,679.278
食卓塩, 精製塩 (売上, 仕入高)	松永本店	91.830	2.870	88.960	105.620	177.802	-72.182	120.310	232.399	-111.589
	福山支店	328.703	273.030	55.673	337.816	367.880	-30.064	338.660	219.020	119.640
	府中支店	53.722	25.650	28.072	53.571	10.068	43.503	32.282	39.690	-7.408
	東城支店	27.070	0.000	27.070	33.740	58.080	-24.340	31.304	32.520	-1.216
	小計	501.325	301.550	199.775	530.747	613.830	-83.083	524.785	411.540	113.245
食卓塩, 精製塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	57.211	137.308	-80.097	139.020	57.211	81.809	148.221	139.020	9.201
	福山支店	128.090	150.689	-22.599	191.553	128.090	63.463	107.663	191.553	-83.890
	府中支店	152.042	173.898	-21.856	115.783	152.042	-36.259	126.859	115.783	11.076
	東城支店	37.940	64.471	-26.531	66.810	37.940	28.870	69.030	66.810	2.220
	小計	375.283	526.366	-151.083	513.166	375.283	137.883	451.773	513.166	-61.393
合 計	172,538.930	167,189.366	5,349.564	178,448.394	172,957.682	5,490.712	190,341.217	184,570.613	5,770.604	

		昭和13年度			昭和14年度			昭和15年度		
		収入	支出	差引	収入	支出	差引	収入	支出	差引
塩 (売上, 仕入高)	松永本店	42,003.390	42,217.907	-214.517	45,896.795	42,649.049	3,247.746	40,819.305	38,958.982	1,860.323
	福山支店	113,894.610	113,792.974	101.636	108,006.037	101,180.456	6,825.581	120,242.044	116,140.461	4,101.583
	府中支店	44,369.700	44,748.868	-379.168	45,039.120	42,077.741	2,961.379	50,367.550	49,135.255	1,232.295
	東城支店	20,769.265	20,592.670	176.595	19,592.820	19,057.760	535.060	20,848.205	20,514.440	333.765
	小計	221,036.965	221,352.419	-315.454	218,534.772	204,965.006	13,569.766	232,277.104	224,749.138	7,527.966
塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	2,466.366	1,046.082	1,420.284	743.570	2,466.366	-1,722.796	195.800	743.570	-547.770
	福山支店	4,759.954	1,740.348	3,019.606	1,259.290	4,759.954	-3,500.664	510.460	1,259.290	-748.830
	府中支店	2,137.732	537.580	1,600.152	412.780	2,137.733	-1,724.953	360.930	412.780	-51.850
	東城支店	1,329.014	954.549	374.465	1,210.680	1,329.014	-118.334	1,515.260	1,210.680	304.580
	小計	10,693.066	4,278.559	6,414.507	3,626.320	10,693.067	-7,066.747	2,582.450	3,626.320	-1,043.870
食卓塩, 精製塩 (売上, 仕入高)	松永本店	113.748	7.390	106.358	87.509	33.560	53.949	4.100		4.100
	福山支店	352.090	252.834	99.256	174.998	139.458	35.540	324.547	278.285	46.262
	府中支店	56.773	32.491	24.282	118.083	13.940	104.143	14.812		14.812
	東城支店	35.933	0.000	35.933	38.194	0.000	38.194			0.000
	小計	558.544	292.715	265.829	418.784	186.958	231.826	343.459	278.285	65.174
食卓塩, 精製塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	52.324	148.221	-95.897	3.650	52.324	-48.674		3.650	-3.650
	福山支店	44.781	107.663	-62.882	25.620	44.781	-19.161	10.918	25.620	-14.702
	府中支店	109.984	126.859	-16.875	14.100	109.984	-95.884	1.400	14.100	-12.700
	東城支店	36.004	69.030	-33.026	0.000	36.004	-36.004			0.000
	小計	243.093	451.773	-208.680	43.370	243.093	-199.723	12.318	43.370	-31.052
合 計	464,820.243	452,299.159	12,521.084	222,623.246	216,088.124	6,535.122	235,215.331	228,697.113	6,518.218	

戦前期、塩専売制下の流通組織の展開

表 4 続

		昭和16年度			昭和17年度		
		取 入	支 出	差 引	取 入	支 出	差 引
塩 (売上, 仕入高)	松永本店	43,081.855	42,264.027	817.828	44,717.197	43,371.977	1,345.220
	福山支店	127,149.690	123,714.651	3,435.039	137,510.983	133,263.232	4,247.751
	府中支店	55,647.470	54,069.832	1,577.638	62,809.690	60,769.840	2,039.850
	東城支店	20,012.920	18,460.990	1,551.930	21,039.425	19,729.720	1,309.705
	小計	245,891.935	238,509.500	7,382.435	266,077.295	257,134.769	8,942.526
塩 (現在高, 繰越高)	松永本店	890.340	195.800	694.540	1,042.410	890.340	152.070
	福山支店	1,298.960	510.460	788.500	1,490.070	1,298.960	191.110
	府中支店	748.420	360.930	387.490	652.510	748.420	-95.910
	東城支店	571.330	1,515.260	-943.930	0.000	571.330	-571.330
	小計	3,509.050	2,582.450	926.600	3,184.990	3,509.050	-324.060
食卓塩, 精製塩 (売上, 仕入高)	松永本店			0.000			0.000
	福山支店	321.287	340.685	-19.398	295.410	602.950	-307.540
	府中支店	1.626		1.626			0.000
	東城支店			0.000			0.000
	小計	322.913	340.685	-17.772	295.410	602.950	-307.540
食卓塩, 精製塩 (現在高, 繰越高)	松永本店			0.000			0.000
	福山支店	58.090	10.918	47.172	391.990	58.090	333.900
	府中支店		1.400	-1.400			0.000
	東城支店			0.000			0.000
	小計	58.090	12.318	45.772	391.990	58.090	333.900
合 計	249,781.988	241,444.953	8,337.035	269,949.685	261,304.859	8,644.826	

確定したことで、営業コストが低減されることになり、利益を上げている。販売区域が限定され、原則としては市場をめぐる競争が無いことから、いわゆる営業努力といわれる人的資金的費用が軽減されたのである。ちなみに営業費の内訳は、基本的に給与が大きなウエートを占めることになり、通信費や手数料などの経費は少額となっている。

また、取引量について示した〈表5〉を参照すると、昭和12年度までであるが、昭和5年度ごろまでは取引量が50万斤を超え、昭和12年度ごろまで30万kgを超えている。1斤はおおよそ600gといわれており、それに準拠すれば、取引量としては、この間ほとんど変化が無い。また、各支店ごとに見ると、年によって取扱量は若干変動するものの、総額の比率としては基本的に変化がない。塩の消費は個人的な食用塩だけでなく、漬物に使用する塩蔵用を始めとして、醤油醸造業者、味噌醸造業者などにも多くが使用されていた。

実際、大正13年度に販売量が減少しているが、その様子について〈史料6〉を参照しよう³²⁾。

〈史料6〉

欧州大戦後ノ反動ト関東大震災ノ打撃ト其ノ因ヲナシ、財界ハ日ヲ遂フテ益不況ヲ来タシ、本期ニ至ツテ愈其ノ極ニ達セルモノノ如ク一般商業界ハ惨憺タルモノアリ、塩ハ生活ノ必需品ナリト雖モ其ノ影響ヲ蒙ル亦少シトセス

本期ニ於テハ一般不況ニ加フルニ梅ノ不作、奈良漬粕ノ払底ノ為メ小売人売ヲ減シ、小麦ノ暴騰ノ為メ醤油ノ醸造高ヲ減少、鰯漁不良ノ為メ、五等塩ノ需要ヲ減シタルニヨリ、消費者売ニ大影響ヲ来タシタルト、家庭消費ノ節約ト相待ツテ以上ノ結果ヲ来タシタル

32) 「営業報告書 合名会社尾道地方塩元売捌所」(大正11年5月起合資東備地方塩元売捌所「雑書綴込」)

表 5 各年度ごと販売量（営業所別、等級別、単位は珎）
 売 渡

	本店	福山支店	府中支店	東城支店	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	外塩上等	外塩並等	移入塩	特 定	合 計
大正11年度										300.200	173.600		110.000	4,633.430
大正12年度	584.308	2,259.300	946.500	406.150	4,196.258	1,663.400	2,296.250	26.330	63.650	580.761	264.300		165.000	5,150.339
大正13年度	560.650	2,119.500	916.650	361.000	3,957.800	1,863.950	2,096.850	0.400	80.630	764.000	122.100		307.200	5,235.130
大正14年度	686.700	2,302.600	1,056.460	369.200	4,414.960	2,040.050	2,374.450		83.100	468.200	134.400		15.000	5,115.200
昭和元年度	845.200	2,374.050	1,021.900	410.200	4,651.350	2,155.850	2,495.500		5.800	491.500			63.000	5,211.650
昭和2年度	877.070	2,523.250	1,082.950	477.050	4,960.320	2,216.200	2,650.150			558.100				5,448.950
昭和3年度	843.300	2,486.600	963.850	393.800	4,687.550	1,933.250	2,619.800			456.900				5,117.500
昭和4年度	870.500	2,662.300	868.050	463.000	4,863.850	2,292.200	2,446.500			437.100				5,301.000
昭和5年度	466.320	1,748.490	501.000	283.710	2,999.520	1,299.550	2,454.650			57.000				5,056.200
昭和6年度	640.470	1,854.600	462.210	321.270	3,278.550	1,648.850	2,819.150							5,464.250
昭和7年度	664.530	1,888.560	430.290	307.110	3,290.490	2,469.750	2,812.350							5,484.150
昭和8年度	665.130	1,858.590	462.540	314.430	3,300.690	2,594.450	2,537.100			71.200	9.000			5,501.150
昭和9年度	611.070	1,918.620	429.240	300.900	3,259.830	1,591.830	1,438.920			100.000				3,299.830
昭和10年度	602.940	1,839.510	459.570	288.660	3,190.680	1,532.010	1,362.600			19.200	66.900			3,190.680
昭和11年度	685.020	1,885.560	518.610	326.160	3,415.350	1,654.410	1,208.160				133.620			3,415.350
昭和12年度	784.760	1,870.820	643.960	334.395	3,633.935	1,808.345	1,105.380			60.060	132.540			3,633.935
昭和13年度	753.560	1,982.835	770.325	355.900	3,862.620	1,954.120	807.925					663.540		3,862.620

各年「営業報告書」参照

モノト認ム

同史料を参照しても、個人消費量は年間基本的に変化しておらず、漬物や醤油・鰯などの塩の需要の有無が大きな影響を招いていたのである。

また、〈表6〉を見ても明らかな通り、季節性があり、販売量を時系列に見ると、恒常的に販売されているが、味噌や漬物などの作業を行う9月から12月にかけて、多くの塩が販売されている。

以上を概観してもわかるように、この20年間取引額は8,500円程度から13,000円程度に変化があるのに対し、販売量は30万斤程度であった。売上金に対する利益率で概観すると、4%から5%と一定している。

以上の様に、東備地方塩元売捌所における経営動向を振り返ると、大正12年より昭和17年に至る20年間においてほとんど変化が無いところに特徴があるといえるだろう。塩は、生活必需品としての商品であることから、食用分は消費量として安定していた。その意味で需要を創出するためには、醤油・味噌醸造や漬物用塩などが重要なポイントとなっていたのである。

また販売の主流は、塩であり、食卓塩の販売量はほとんど振るわなかったことも明らかである。実際「食卓塩ハ尙一般ノ注意ト需要ヲ喚起スルニ至ラズ、少額ノ売渡ヲ見ルニ過ギザルモ漸次売行ヲ増加セシムル希望ナキニ非ズ」³³⁾と、苦戦している様子がわかるだろう。

大正15年2月には、広島地方専売局尾道出張所から、東備地方塩元売捌所に対し、食卓塩の販売促進に関する文書が出されている³⁴⁾。

〈史料7〉

食卓用塩売渡ニ関スル件

右販売宣伝方ニ関シテハ、口頭又ハ書面ヲ以テ屢指示シ置候如ク販売上常ニ御留意ノ事ト推想致候、之カ販売実績ノ如キ逐次増加ノ傾向ヲ示シ来リタルハニ宣伝方ノ宜キ義ニシテ深く感帆罷在候、今回新ニ硝子壘入新容器販売開始セラレ当所ニ於テモ各容器トモ二箱宛回送方要求致シ置候条、便宜ノ方法ヲ以テ小売人並消費者ニ可然、宣伝方特ニ御配意相成度候

同史料を参照すると、食卓用塩の販売量が若干増加し、更にガラスビン入りの容器で販売することを紹介し、販売促進を行っている。

ただ、同年12月に広島地方専売局松永専売官吏派出所が東備地方塩元売捌所に対して出された「食卓塩販売ニ関スル件」を参照すると³⁵⁾、「壘入容器ノモノ発売当時ハ相当売行ヲ見

33) 大正12年「事業ノ概況」(大正11年5月起「雑書綴込 合資会社東備地方塩元売捌所」)

34) 「大正十一年五月 官署往復文書(東備地方)」(大正11~15)

35) 「食卓塩販売ニ関スル件」(「官署往復文書(東備地方)」(大正15~昭和10))

落 合 功

表 6 營業所別塩売渡高表 (斤)

	大正13年度													合 計	割合
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
松永本店	47,550	24,400	25,850	41,500	37,650	134,000	153,750	116,650	128,250	82,300	43,000	83,980	918,880	20	
福山支店	72,050	83,100	107,500	147,850	124,650	243,850	407,850	370,450	282,300	289,450	46,500	91,150	2,266,700	48	
府中支店	44,500	37,600	31,050	48,600	85,200	97,150	170,300	174,200	194,500	68,950	19,700	59,100	1,030,850	22	
東城支店	42,200	75,050	22,550	18,450	28,050	42,600	62,550	95,650	30,100	31,250	5,900	19,200	473,550	10	
月毎割合	4.40	4.69	3.99	5.47	5.88	11.04	16.94	16.14	13.54	10.06	2.45	5.40		100	
総 計	206,300	220,150	186,950	256,400	275,550	517,600	794,450	756,950	635,150	471,950	115,100	253,430	4,689,980		

	昭和3年度													合 計	割合
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
松永本店	549,000	79,300	39,050	67,100	50,800	100,800	142,250	110,000	134,500	132,600	19,200	64,900	941,049	20	
福山支店	40,650	109,850	97,100	213,900	185,850	321,900	459,000	352,300	345,100	373,650	62,900	87,250	2,649,450	54	
府中支店	50,150	51,250	40,300	75,250	73,950	65,900	127,350	183,450	125,200	88,000	29,750	36,350	946,900	19	
東城支店	70,300	61,800	10,250	36,350	12,050	34,150	20,600	74,500	29,400	39,850	5,350	16,500	411,100	8	
月毎割合	5.49	5.97	3.69	7.75	6.37	10.32	14.79	14.22	12.52	12.52	2.31	4.05	100.00	100	
総 計	278,300	302,200	186,700	392,600	322,650	522,750	749,200	720,250	634,200	634,100	117,200	205,000	5,065,150		

	昭和5年度													合 計	割合
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
松永本店	82,650	61,350	37,200	68,500	62,900	65,350	110,800	62,350	65,000	126,050	24,100	45,950	812,200	15	
福山支店	199,400	168,650	120,900	227,800	228,800	293,450	377,700	376,650	252,300	413,900	130,050	136,150	2,925,750	53	
府中支店	66,300	47,500	22,300	56,500	76,750	63,850	98,250	566,400	101,650	111,350	29,750	25,750	1,266,350	23	
東城支店	40,600	62,900	12,700	18,300	32,350	36,050	41,250	99,250	41,350	51,650	19,550	16,900	472,850	9	
月毎割合	7.10	6.21	3.53	6.78	7.32	8.37	11.47	20.17	8.40	12.83	3.71	4.10		100	
総 計	388,950	340,400	193,100	371,100	400,800	458,700	628,000	1,104,650	460,300	702,950	203,450	224,750	5,477,150		

(kg)

	昭和8年													合 計	割合
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
松永本店	48,180	39,270	47,220	47,370	44,430	52,080	78,330	64,890	86,360	70,410	13,800	27,200	619,540	19	
福山支店	92,310	104,370	103,440	171,330	174,930	195,900	222,960	219,390	225,360	206,520	57,360	73,920	1,847,790	57	
府中支店	24,330	17,070	19,320	39,420	53,340	55,050	35,760	64,590	97,530	41,700	10,020	4,410	462,540	14	
東城支店	621	38,430	17,310	17,520	22,260	24,990	34,710	63,210	49,920	13,590	8,280	3,930	294,771	9	
月毎割合	5.13	6.18	5.81	8.55	9.15	10.17	11.53	12.78	14.24	10.30	2.77	3.39		100	
総 計	165,441	199,140	187,290	275,640	294,960	328,020	371,760	412,080	459,170	332,220	89,460	109,460	3,224,641	100	

	昭和9年度													合 計	割合
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
松永本店	38,220	37,500	36,150	46,380	42,780	71,670	80,940	54,240	62,280	75,360	9,690	38,460	593,670	18	
福山支店	93,480	114,510	87,990	145,530	171,630	211,650	235,290	226,620	260,100	235,470	53,640	82,710	1,918,620	59	
府中支店	14,850	23,730	19,410	36,150	48,090	51,930	39,810	63,690	78,720	43,020	4,680	5,160	429,240	13	
東城支店	16,290	27,510	33,480	10,710	37,200	37,980	27,900	49,560	25,680	20,040	3,540	11,010	300,900	9	
月毎割合	5.02	6.27	5.46	7.36	9.24	11.51	11.84	12.15	13.16	11.53	2.21	4.24		100	
総 計	162,840	203,250	177,030	238,770	299,700	373,230	383,940	394,110	426,780	373,890	71,550	137,340	3,242,430		

	昭和10年度													合 計	割合
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
松永本店	47,880	58,740	48,090	38,850	45,990	57,690	58,500	49,860	56,160	72,450	25,440	34,890	594,540	19	
福山支店	86,970	92,550	84,060	142,230	170,190	217,860	218,100	240,000	245,820	207,030	54,270	77,310	1,836,390	58	
府中支店	25,290	17,640	9,240	38,940	47,040	57,360	44,970	74,010	75,810	36,930	16,710	15,630	459,570	15	
東城支店	7,920	25,160	9,240	19,020	25,230	27,690	27,120	77,700	19,950	14,400	7,290	17,940	278,660	9	
月毎割合	5.30	6.12	4.75	7.54	9.10	11.38	11.00	13.93	12.55	10.44	3.27	4.60		100	
総 計	168,060	194,090	150,630	239,040	288,450	360,600	348,690	441,570	397,740	330,810	103,710	145,770	3,169,160		

	昭和12年度													合 計	割合
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
松永本店	87,870	63,600	56,250	46,230	40,930	70,980	76,590	59,280	119,460	51,580	41,666	49,935	764,371	22	
福山支店	93,480	86,340	85,980	137,760	3,240	224,640	208,560	247,950	264,660	215,680	67,610	81,180	1,717,080	50	
府中支店	46,710	30,090	27,690	44,190	63,870	80,580	61,230	85,710	133,500	34,910	8,545	26,935	643,960	19	
東城支店	18,480	35,070	25,380	13,290	22,480	31,140	40,290	67,620	39,335	27,880	3,290	14,140	338,395	10	
月毎割合	7.12	6.21	5.64	6.97	3.77	11.76	11.16	13.30	16.08	9.53	3.50	4.97		100	
総 計	246,540	215,100	195,300	241,470	130,520	407,340	386,670	460,560	556,955	330,050	121,111	172,190	3,463,806		

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大正13年度	4.40	4.69	3.99	5.47	5.88	11.04	16.94	16.14	13.54	10.06	2.45	5.40
昭和3年度	5.49	5.97	3.69	7.75	6.37	10.32	14.79	14.22	12.52	12.52	2.31	4.05
昭和5年度	7.10	6.21	3.53	6.78	7.32	8.37	11.47	20.17	8.40	12.83	3.71	4.10
昭和8年度	5.13	6.18	5.81	8.55	9.15	10.17	11.53	12.78	14.24	10.30	2.77	3.39
昭和9年度	5.02	6.27	5.46	7.36	9.24	11.51	11.84	12.15	13.16	11.53	2.21	4.24
昭和10年度	5.30	6.12	4.75	7.54	9.10	11.38	11.00	13.93	12.55	10.44	3.27	4.60
昭和12年度	7.12	6.21	5.64	6.97	3.77	11.76	11.16	13.30	16.08	9.53	3.50	4.97

各年「塩買受見込高申告綴」参照

タルモ、其後次第ニ売行減退候ニ付テハ、此際積極的ニ販路ノ拡張ニ努メ各小売人ニ対シテモ之レガ買受販売力ヲ提示スル様、其筋ノ通達モ有之候ニ付キ、貴所本支店トモ各区域内小売人ニ対シ積極的ニ奨励シ、一般ニ対スル嗜好誘発ニ努力相成度」と、ビン入り容器の食卓塩販売は、当初は相当量売れていたのであるが、次第に販売が思わしくない。〈表4〉を参照しても、昭和3年度、4年度において、360円程度の売上を見せているが、その後も昭和9年度までは売上高300円前後で推移しており、横這いである。ちなみに日本における食卓塩は、三田尻地方専売局所管の下松出張所工場において大正9年より製造が行われている。下松出張所工場における製塩事業は、「天日製外塩ヲ粉砕洗淨シ、細末ニシテ清鮮ナル加工塩ヲ集メテ之レヲ海水ニ浸シ、溶解シ得タル鹹水ヲ濾過精選シテ不純物ヲ去リ、全ク清澄無色ノ塩液ト為シ、之ニ適度ノ温熱ヲ加ヘテ乾燥シタルモノナレバ、其ノ品質ノ優良ナルハ勿論色合紙白粒状整一水分夾雜物殆ント皆無ニシテ、毫モ苦味ヲ含マス、之ヲ海外ノ製品ニ比スルモ遙ニ優秀ナル……」と記載されてある通りである。外国塩の精製塩と比較しても、良質な食塩生産を可能にしている。実際、分析表を参照しても、塩化曹達の割合は下松産が97,12に対し、外国産の場合96,40と外国産の精製塩に十分対抗できたのである³⁶⁾。ただ、消費について述べると〈表4〉を参照してもわかるように、食卓塩の販売額は全体のウエートから考えて極めて低い。また、昭和4年の年末に実施された塩値段引き下げの影響もあり、この年、食卓塩は損失を計上している。これは食卓塩に限らないことであるが、塩の安定供給を維持するためには、恒常的に一定量の在庫塩の確保を必要とした。価格を下げることは、在庫分の販売において損失を生むことになる。同表中営業所ごとの計算で見ると損失を生むことも多いが、これはこうしたことが理由である。松永専売官吏派出所による販売促進運動としては、昭和8年9月にも東備地方塩元売捌所に対して、各営業所や塩小売人などといった宣伝効果がありそうな場所にポスターを貼ることを奨励したり、見本品を寄贈したりしている³⁷⁾。

この様に食卓塩販売は浸透が充分ではなかったものの、上級塩販売については、この間、増加してきている。〈表5〉を参照しても、販売量が、大正14年ごろまでは三等塩が中心であったのであるが、昭和2年度より一等塩を扱う様になり、次第に二等塩、一等塩が中心となっている。実際、「近時上級塩ノ需要漸次増加セルハ、優良塩ノ産出指導ト製塩技術ノ向上トニ依リ、一二等塩ノ生産激増シ、近キ将来ニ於テ三等塩ヲ圧倒セントスル情勢ニ有之候ニ付テハ益々之レガ需要ヲ奨励シ、販売品位転換ノ機運ヲ促進スル様特ニ御配慮相成度候也」(昭和2年9月)とか³⁸⁾、「一方生産ニアリテハ、益々一二等塩激増シ、三等塩ハ漸次減少ヲ来シツツアルヲ以テ引続キ之カ販路開拓ニ努力セラレンコトヲ望ム(昭和5年3月)」と記載

36) 「精製食卓塩ニ対スル説明書」(大正十一年五月 官公署往復文書綴(東備地方))(大正11~13)

37) 昭和8年8月「組合員各位御中」(大正11年5月起合資東備地方塩元売捌所「雑書綴込」)

38) 「上級塩販売ニ関スル件」(「官署往復文書(東備地方)」(大正15~昭和10))

されているように³⁹⁾、製造面としても良質な塩生産を奨励し、生産高を伸ばしている。これに併せて販売面としても、こうした上級塩販売の傾向を歓迎し、積極的に品位を上げていくことを専売局自体も奨励している。こうした傾向は、昭和11年5月の「注意事項」において、「最近機械製塩ノ設備増加ト相俟ツテ、一等塩ノ生産頓ニ増加シ来レルニ依リ、将来ハ一般食料塩ノ全部ヲ内地上級塩ニテ充当セザルベカラザルモノトシテ、一等塩ノ販路開拓ノ努力セラレタシ」と、一等級塩の販売を促していることからもうかがえるのである⁴⁰⁾。

昭和9年度において、福山支店が売上額を増額しているが、これは、一般需要だけでなく味噌製造用塩が増加したためであり、それに対し、その他三店が減少したのは醤油味噌製造用塩が減少したことによる⁴¹⁾。また、昭和10年度における売上額が減額しているのは、主として野菜生産が減収したことで、漬物用を中心とした一般需要や醤油醸造用塩が減少したことが大きな理由であった。それに対し、府中支店のみが増額しているが、それはこれまで岡山地方に買い入れていた消費者が府中支店より買い入れたことによる。また、この時期、一等塩や台湾塩の購入量が増加しているが、これは福山での醤油醸造人が、これらの塩を購入使用するようになったことによる⁴²⁾。また、昭和13年度は、天候も多雨湿潤であったことから製塩作業の期間は少なく、全国を通じて製塩量が少ない状況であった。しかも、ここ2～3年の製塩量が不良なことから、在庫分の塩が減少していた。その結果、塩不足の様相となり、塩の消費量が多い、醤油、素麺などの塩を大量に扱う業者に対し、できるだけ輸入塩を使用するように指導し、さらに11月、12月の最盛期には一割程度の制限を加えている⁴³⁾。

以上の様に東備地方塩元売捌所の経営は安定していたといえるだろう。そうした中、経営的な問題点は、安定供給を前提とし、在庫分の確保が図られる中、他方で塩の廉価供給政策がとられたため、塩価格が下げられると、利益という面で損失を招くことがあった点である。こうした場合は、冬期の販売促進を実施し、できるだけ損失のリスクは減らすように努めている。

他方、販売区域が確定し、個々人の消費量が一定している中、需要を創出するためには、醤油、味噌の醸造業や漬物などへ使用する塩が重要なポイントとなったのである。

39) 「注意事項（昭和五年五月塩元売捌人組合総会ニ対スルモノ）」（「官署往復文書（東備地方）」（大正15～昭和10）

40) 「昭和11年注意事項 昭和十一年五月塩元売捌任組合総会ニ対スルモノ」（大正11年5月起合資東備地方塩元売捌所「雑書綴込」）

41) 昭和9年度「第十三回営業報告書」昭和十年度以降「官公署往復文書綴（東備地方）」

42) 昭和10年度「第十四回営業報告書」昭和十年度以降「官公署往復文書綴（東備地方）」

43) 昭和13年度「第十七回営業報告書」昭和十年度以降「官公署往復文書綴（東備地方）」

三．戦時経済の展開と広島地方塩元売捌所

はじめに述べた様に，昭和17年1月からは塩割当制が実施されることになり，さらに昭和17年10月より一道府県一塩売捌人の制度となり，昭和18年4月に広島地方塩元売捌所が設立する。塩割当制が行われた直後の昭和17年9月に開催された，広島地方専売局管内塩元売捌人組合の会合において，専売局長から注意事項が示されている。この内容の中で注目できるのは，「従来ノ実績主義ニ捉ハレズ，局割当ヲ基本トシテ小売人別売渡ノ適性ヲ期スルコト」「小売人塩買受ニ当リ再三貨物自動車ヲ差向ケタルモ，在庫ナキ故ヲ以テ空車ニテ帰ル様ノコトアリ，之等小売人ノ買受上支障ヲ来サザル様常ニ連絡ヲ保持スルニ努ムルコト」と指摘されているように⁴⁴⁾，従来の販売促進から，分配を基礎とした「適正な販売」を基調としていた。この様に，これまでは塩販売区域の設定と安定供給を前提としながら需要の創出（販売促進）が目指されたが，この塩割当制によって「適正」配分が図られることになる。これに併せて流通組織の統廃合が行われた。広島でも，昭和17年12月から1月にかけて新会社設立委員会が組織され，以下の様なことが決定されている⁴⁵⁾。

〈史料8〉

合併ニ由ル新会社設立委員会決定事項

一三会社合併ニ由ル新会社ノ組織ハ合資会社トスルコト

二新会社ノ本店ハ広島市ニ設置スルコト

三新会社ノ称号ハ合資会社広島県塩元売捌所トスルコト

四新会社ノ資本金ハ十九万五千元トスルコト

五各会社出資ノ割合ハ前三ケ年平均ノ取扱塩量ヲ基本トシ左記ノ通りトスルコト

広島会社十二万九千元，東備会社三万七千元，尾道会社二万九千元

六各会社社員間ノ出席ハ各社任意トスルコト

七減資ノ方法ハ各会社割当額ニ基キ減資シタル上合併スルコト

八新会社ノ代表社員ハ鈴木宗助，東備会社石井英雄，尾道会社得能治郎トスルコト

九合併ニ要スル費用ハ新会社ニ於テ負担スルコト

十以上規定事項中専売局ニ於テ認容セラレサルモノアル場合ハ之ヲ変更スルコト有ヘシ
かくして，昭和18年4月1日に，広島県下に存在した合資会社東備地方塩元売捌所と合名会社広島地方塩元売捌所，そして合名会社尾道地方塩元売捌所の三会社を合併し，新たに広島塩

44) 「注意事項（昭和17年）」（『雑文書綴』（東備地方）昭和14年～18年）

45) 「合併ニ由ル新会社設立委員会協定事項」（『雑文書綴』（東備地方）昭和17～18）

落 合 功

表 7 昭和15年度塩元売捌人別損益表

	広 島	尾 道	東 備	周 東	防 府	秋 穂	萩	下 関	合 計
資本金	167,985	55,107	60,427	33,800	30,050	53,571	40,129	37,700	478,769
塩売上数量(トン)	15,665,799	3,613,314	4,498,985	2,970,908	3,400,522	5,747,650	2,921,221	4,758,783	43,170,644
収 入	塩売上益金	28,902.975	6,252.543	6,518.218	5,106.465	5,714.792	8,389.286	4,916.771	73,412.299
	公債利子	8,598.950	1,635.030	1,937.780	2,016.310	1,963.120	3,295.000	1,309.500	22,088.690
	預金利子	3,129.520	180.310	1,430.910	573.180	218.250	474.430	31.200	6,193.070
	雑収入	632.780	112.930			2.400			748.110
	合計	41,264.225	8,180.813	9,886.908	7,695.955	7,898.562	12,158.716	6,257.471	102,442.169
支 出	営業費	22,231.030	4,795.560	5,909.500	4,428.089	5,930.270	6,145.240	3,567.710	57,986.379
	塩100トン当営業費	142.000	133.000	131.000	149.000	174.000	107.000	122.000	134.000
	差引純益金	19,033.195	3,385.253	3,977.408	3,267.866	1,968.292	6,013.476	2,689.761	44,455.790
	資本金に対する利益歩合	0.113	0.061	0.066	0.097	0.065	0.112	0.067	0.109
	営業費÷合計×100	53.875	58.620	59.771	57.538	75.080	50.542	57.015	54.717

表 8 昭和17年度、広島塩元売捌会社の決算

		金額 (円)			金額 (円)	
負債	資本金	129,000.000	収入	塩売上代金	897,167.005	
	積立金	15,800.000		公債利子	8,428.880	
	専売局支払勘定	198,128.760		預金利子	3,826.970	
	借受金	50,000.000		前払借受金利子	152.900	
	営業費支払勘定	4,450.000		公債売却差益金	2,903.000	
	前期分納税引当支払未済金	0.000		雑収入	948.445	
	前期繰越金	592.425		合 計	913,427.200	
	当期利益金	20,398.350		支出	塩買受代金	821,652.140
	合 計	418,369.565			塩運賃	45,767.820
	資産	商品			24,438.940	営業費
什器		776.040	借受金, 借受公債利子		713.080	
本店売掛代金受取勘定		39,271.190	什器減価償却		30.140	
本店貯蔵所受取勘定		23,568.120	差引益金		20,398.350	
公債証書		202,582.500	合 計		913,427.200	
銀行定期預金その他		115,162.860	塩益金		29,747.045	
受取未済公債利子		1,830.140	塩売上代金－塩買受代金－塩運賃			
受取未済預金利子		1,112.430	割合		54.935	
受取未済借受金前払利子		152.900	営業費÷(差引益金+営業費)			
翌期持越塩ニ対スル既払運賃		1,551.770				
仮払金	5,252.940					
現金	2,669.735					
合 計	418,369.565					

「引継書」(昭和18年)参照

元売捌合資会社を設立したのである⁴⁶⁾。なお、これに伴い、東備地方塩元売捌所は解散した。

昭和15年度における広島県と山口県における塩元売捌所の営業成績を示した〈表7〉を参照すると、東備地方塩元売捌所は、ほぼ平均的な経営が行われており、広島県内としては、営業費が若干高くついている様子がわかるだろう。それでは、広島塩元売捌会社の経営はどうであったであろうか。〈表8〉は昭和17年度の貸借対照表と損益計算書をまとめたものである。同表を参照すると、塩販売益金（＝塩売上代金－塩買受代金－塩運賃）は3万円弱である。〈表7〉の昭和15年度の段階での広島県域の益金（広島＋尾道＋東備）が4万1千円強であり、利益額が減少している。また、営業費の割合が昭和17年度では5%弱であるが、これは広島塩元売捌所としては高くなっているものの、尾道塩元売捌所、東備地方塩元売捌所と比較すると低く抑えられている。その意味では営業費の比率が平準化されたものといえる。また、営業費の総額としても昭和15年度は3万3千円弱だったのが、昭和17年度は2万5千円弱と安く抑えられている。この様に、広島塩元売捌会社は、利益としては低くなっているものの、営業費は抑えられているのである。その意味では、無駄なコストが切り詰められたといえるのである。

お わ り に

以上、「戦前期、塩専売制下の流通組織の展開」と題し、塩専売制下における塩流通の展開について、東備地方塩元売捌所を素材にしながら明らかにしてきた。最後に、これまで明らかにしてきた点を整理しておきたい。

まず最初に、塩の流通機構について制度的な面から整理しておこう。塩の流通機構について、明治41年4月に定められた「塩売捌規則」から、三つの項目に注目しておきたい⁴⁷⁾。

第七条 塩元売捌人ト塩小売人トハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス

第九条 塩元売捌人ハ専売局長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ営業所又ハ塩貯蔵所ヲ変更スルコトヲ得ス

塩小売人ハ地方専売局長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ営業所ヲ変更スルコトヲ得ス

第十一条 塩売捌人ハ左記ニ依リ算定シタル金額ヲ超エテ塩ヲ販売スルコトヲ得ス

一 塩元売捌人ハ政府ノ売渡タル価格ニ営業利益及営業所、又ハ塩貯蔵所ニ至ル塩運賃ヲ加ヘタルモノ

二 塩小売人ハ前号ニ依リ塩元売捌人ノ売渡スヘキ価格ニ営業利益、及営業所ニ至

46) 『雑文書綴』（東備地方）昭和17～18)

47) 『専売法規』（1929年）

ル、塩運賃ヲ加ヘタルモノ

すなわち、塩専売制度下の流通のありかたについて、①塩売捌人—塩小売人が存在していたこと。②塩売捌人は、政府の売渡価格と各地に存在する各地の地方専売局の出張所から貯蔵庫または営業所までの運賃、営業利益を加算したものが基本的な塩販売価格とすること、③塩小売人は、塩売捌人の売り渡すべき価格に営業利益、営業所に至る塩運賃を加算したものを塩販売価格とすること、こうしたことが決められていたのである。②③については、それ以上の価格で販売することは認められていなかった。また、販売区域については原則として定められた範囲を遵守することが求められたのである。かかる点を踏まえた時、いわゆる市場圏や商圈と販売区域との違い、そして、商取引の違いについての二つの面で整理しておく必要があるだろう。まず、市場圏や商圈は、当該商人と買い手が取引する場合に吸引される空間的範囲を差す。有り体に述べれば、取引が行われる範囲とすることができるだろう。この場合、商人（店舗）を拠点とし、消費者（小売）が集まって来る場合もあるが、卸売商人の様な場合、小売をどの様に掌握するかがポイントとなってくる。こうした場合、価格、品質、取扱量やそれに伴う輸送力、そしてまた小売と卸売商人との人的関係などで、その範囲が決められることになるだろう。また、商人個人だけの問題でなく、商業集積の有り方にも関わってくる。そして、商圈や市場圏の場合、他者との競争があり、その中での一定の合理性によって範囲が決められるのである。その意味で一定度の範囲は定められるが、時期的空間的にその範囲は流動的であった。それに対して、塩の販売区域の場合は、輸送コストなどの価格という点において、合理性をもたせながらも、原則として時期的空間的にその範囲は不変である。このため、販売区域を侵す塩商人が存在する場合は原則取締という形で範囲の徹底を図っている。そして、こうした事態を未然に防ぐためにも、元売捌人の同業者や小売人との協調が図られたのである。

また一般的な商取引との違いは、塩取引の場合、価格がおおよそ統一価格として決定されており、しかも、販売範囲が決められていることから、量的にはほとんど変わらない。すなわち、販売量を増やすためには、販売圏を拡大させる形に求めるのではなく、既存の範囲で醤油や味噌、漬物などといった塩を使用する製品を奨励することでの需要を創出するぐらいのことであった。そして、こうした販売区域の設定や取引方法は、醤油醸造業者など塩を相当量必要とする業界からは反発があったのも事実である。

ただし、取締を徹底することもさることながら、外国塩の移入、塩の廉価供給政策に基づき、塩価格を漸次下げつつ、次第に販売区域が徹底されていく。すなわち、塩専売下の流通組織を概観すると、安定供給という名に見られるように、商業的利潤を期待した商業組織というよりも、塩の供給の担い手としての性格が強いといえるだろう。それは、利益自体も決められ塩価も一定程度決められていく中、販売区域が決められることで「安定した」販売と、

「適正」な供給を実現することになったのである。

この点、統一的国内市場の形成の指標が商品の価格差の是正と過度な商業利潤の低減によって求められるとすれば⁴⁸⁾、塩の場合は、安定供給という専売制という形を取る中で、ある意味理想的に実現したということができるのである。

48) 石井寛治「国内市場の形成と展開」(山口和雄, 石井寛治編『近代日本の商品流通』東京大学出版会, 1986年)